

質 問 回 答

(一回目)2020年 6月 8日

(二回目)2020年 6月 15日

「(案件名)ミャンマー国ハンタワディ新国際空港整備事業準備調査(QCBS)」

(公示日:2020年5月27日/公示番号:20a00192)について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	<ul style="list-style-type: none">・ P13 「第 2 章 特記仕様書案」 2 (3) 6)・ P15 「第 2 章 特記仕様書案」 5 (2)②・ P24 「第 2 章 特記仕様書案」 6 (10)	「第 2 章 特記仕様書案」 2 (3) 6)には「空港アクセス(道路・鉄道支線)」との記載がある一方、同 6 (10)には「空港アクセス(道路・最寄りの鉄道駅からの市内道路整備など【P】)」と記載されています。鉄道駅からのアクセスについては道路と支線両者の整備を検討する必要があると理解して良いでしょうか。	<ul style="list-style-type: none">・【P】としております通り、公示時点で未定であり、日緬両政府によるハンタワディ空港準備委員会にてご指摘の空港アクセス含む周辺インフラのラインナップが確定・合意される予定です。・従って、バゴー駅からのアクセス道路及び鉄道支線整備はその結果を待つ必要がありますが、空港が段階整備(拡張)される過程でいずれ必要になるものと考えており、空港レイアウトを検討する上では、将来的にバゴー駅からの鉄道支線敷設を念頭においた設計が求められる、とご理解ください。

2.	<ul style="list-style-type: none"> ・ P13 「第 2 章 特記仕様書案」 2 (3) 4) ・ P15 「第 2 章 特記仕様書案」 5 (2)② ・ P24 「第 2 章 特記仕様書案」 6 (10) 	<p>「第 2 章 特記仕様書案」 2 (3) 4)には「汚水処理施設」が借款対象と記載されている(借款対象外の施設に汚水処理施設は含まれていない)一方、同 6 (10)には汚水処理施設の整備はミャンマー側の負担とされています。汚水処理施設が借款対象との想定か否か、確認させて下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2. (3) 4)に記載の汚水処理施設は空港内ユーティリティを指し(廃棄物処理施設も同様です)、円借款の対象として想定しているとお考え下さい。 ・一方、6. (10)に記載の汚水処理は、記載の誤りですので当該記述を削除します。
3	P16 「第 2 章 特記仕様書案」 5 (5) 環境社会配慮	<p>「ミャンマーの法令上も、空港事業は EIA レベル、アクセス道路は IEE レベルの環境影響評価を行う必要があるため、他コンポーネントも含めてかかる法令や手続きを確認し、承認に際する側面支援を行うこと。」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ここでいう「他コンポーネント」は借款対象外(ミャンマー側)において整備される周辺インフラを指すと理解して良いでしょうか。 ② その場合、側面支援とは、どの機関に対する、どこまでの業務内容(範囲、深度)を想定しているのか、可能な限り具体的にご教示下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・①に対し、ご理解の通りです。 ・5. (5)に記載のとおり、別途、JICA ミャンマー事務所が先行調査の PPP FS 結果をレビューする形で、緬側実施分の周辺インフラにかかる環境社会配慮の状況確認を進める予定であり、本調査では左記確認結果を継承することになります。 ・「側面支援」とは、緬側実施機関(周辺インフラそれぞれについて異なる実施機関が存在)が主体的に行う環境許認可および住民移転に関連する文書の作成状況、必要な手続きの進捗状況を確認し、本調査で策定する空港本体の EIA/RAP の時期に比して遅れが生じないよう、必要に応じて関連文書作成を補足したり、適宜緬側に手続きを促進したりすることを主旨としています。
4	P16 「第 2 章 特記仕様書案」 5 (5) 環境社会配慮【社会環境】	<p>「アクセス道路の建設や他コンポーネントについても・・・住民移転計画の策定が必要」と記載されていますが、こうした周辺インフラに係る住民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5. 全体は留意事項に記載した部分です。 ・周辺インフラに係る環境社会配慮に関しては、上記質問 3 への回答のとおり、JICA ミャンマー

		<p>移転計画については、どこまでの内容(範囲、深度)のものを想定しているのか、可能な限り具体的にご教示下さい(例:各実施機関によるステークホルダー協議や住民説明会の開催、カットオフデートの宣言、センサス等、社会調査の実施までも想定しているのか)。</p>	<p>事務所による状況確認結果を踏まえる必要があり、現時点で断定できませんが、ミャンマーの法令および JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿った内容が求められます。用地取得・住民移転が生じる場合は、ステークホルダー協議や住民説明会の開催、カットオフデートの宣言、社会経済調査の実施等を含みます。緬側にて必要な対応を行うことを想定していますが、調査団による側面支援が求められます。</p>
5	P20「第2章 特記仕様書案」6 (7) 住民移転計画案の作成	<p>「住民移転計画策定方針」が、どのような内容、文章量の文書なのか、また、これは調査団が作成する必要のあるものなのか、それぞれご教示下さい。</p>	<p>・「住民移転計画案作成方針」は助言委員会スコーピング段階のワーキンググループにて、どのような方針で RAP を策定したかを説明するために、予め助言委員へ提出するものです。様式不問ですが、用地取得・住民移転の必要性やかかる法的枠組み、想定される規模・範囲を記載ください。</p> <p>・環境社会配慮助言委員会対応の一環ですので、調査団にご準備いただく想定です。記載内容についてはコンサルタントへ貸与される「環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領(2019年11月)」をご参照ください。</p> <p>・なお、6.(7)11)にて、住民参加の確保について一般的な記述をしておりますが、現在、コロナ警戒下において、緬国内においても5名以上の集会の禁止など、ステークホルダーミーティング</p>

			<p>の実施に困難が伴う状況も生じています。同措置が継続する場合、「集会に代わる方法(例:電話、文書通知などを駆使)」にて住民との意見交換を実施するなど、工夫の必要が生じる可能性もあるためプロポーザルにて考え得る手法を提案いただければ幸いです。</p>
6	P22「第2章 特記仕様書案」6(7)7) 実施体制の検討	<p>「住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。」と記載されていますが、どの程度の深度で行うことを想定しているのか、可能な限り具体的にご教示下さい。また、各関係機関から協力を得る上で必要な合意が得られているのか、周辺インフラの関係機関も含む想定なのかについても併せて確認させて下さい。</p>	<p>・実施体制の検討としてご対応いただきたい項目は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> －用地取得・住民移転に関連する機関の組織図、人員、職員の役割の確認 －関係機関間の調整方法の確認(関係機関が複数に亘る場合) －関係機関の経験を踏まえ、コンサルティング・サービス等により実施段階の環境社会配慮を支援する必要の有無の検討。必要がある場合、コンサルティング・サービス TOR 案の作成。 －住民移転に責任を有する実施機関の常設部署と事業実施ユニット、地方自治体、コンサルタント、NGO 等の特定とその責務の確認 <p>・本調査を実施する上で、日緬政府間で開催する準備委員会での決定を受けて、予め調査スコープについて協議録により確認・合意する予定です。</p> <p>・その際に、各関係機関からの協力取り付けについても本事業を主管するミャンマー運輸・通信省及び民間航空局との間で確認・合意する予定</p>

			です。
7	P29「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」2(3)現地再委託	<p>「環境社会配慮調査については、PPP F/S の成果を引き継ぐことを想定しており、再委託業者選定に当たっては発注者及びミャンマー側と協議の上決定する」と記載されています。現時点で環境社会配慮調査(EIA、RAP 作成)に係る再委託費をどのように計上すべきか(計上する場合には、どの業者からの見積金額を取得すべきか)、競争金額に含まれる費用であることも踏まえ、ご教示頂ければ幸いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境調査(EIA 作成)に携わるローカルコンサルタントについては、ミャンマー政府が指定する複数の適格業者の中から選定することが義務付けられています。 ・また、本環境調査については、先行のPPP F/S 調査時にスコーピング・レポートのミャンマー政府承認まで終えていることから、ミャンマー政府としては、同結果を引き継いで調査期間の短縮に繋げたい意向です。 ・上記を踏まえ、PPP F/S に従事した当時のローカルコンサルタントと同じ業者(環境調査: Total Business Solution Co., Ltd)を本調査における再委託先とすることを想定していますが、PPP F/S 時の成果を引き継ぎつつ、より迅速に環境調査を実施できる方法があれば、プロポーザルにて提案してください。 ・なお、社会調査に関しては、被影響対象がPPP FS 時点から変化がみられていることから、この限りではありません。適切と考える選定方法をご検討ください。 ・再委託費に関しては、プロポーザル段階では、指示書に書かれた内容をカバーする標準的なTOR となるべく複数の参考見積を基に積算いただくことで差し支えありません。

--	--	--	--

以上